

## ETCコーポレートカード利用約款

新潟異業種支援センター事業協同組合

(202510)

# ETCコーポレートカード利用約款

## (目的)

第1条 本約款は、新潟異業種支援センター事業協同組合（以下「当組合」といいます。）が、ETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカード（以下「カード」といいます。）の利用について規定するものです。

## (定義)

第2条 本約款の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 高速国道 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます）が管理する高速自動車国道をいいます。
- 二 高速国道等 高速国道及び三会社が管理する一般有料道路のうち三会社がカード利用可能な道路として指定するものをいいます。
- 二の二 割引対象一般有料道路 大口・多頻度割引の対象となる京葉道路及び東京湾アクアラインを指します。
- 三 本四会社 本州四国連絡高速道路株式会社をいいます。
- 四 本四高速 本州四国連絡高速道路のうち本四会社が指定するものをいいます。
- 五 首都会社 首都高速道路株式会社をいいます。
- 六 首都高速 首都高速道路のうち首都会社が指定するものをいいます。
- 七 阪神会社 阪神高速道路株式会社をいいます。
- 八 阪神高速 阪神高速道路のうち阪神会社が指定するものをいいます。
- 九 公社 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2号第1項に基づく公告を行った地方道路公社をいいます。
- 十 公社道路 公社が指定する道路をいいます。
- 十一 カード取扱道路管理者 本四会社、首都会社、阪神会社及び公社を総称します。
- 十二 後納料金 カードを利用して通行した高速国道等の利用額（大口・多頻度割引制度に基づく割引が適用された場合は、割引後の額となります）並びにカードを利用して通行した本四高速、首都高速、阪神高速及び公社道路の利用額（カード取扱道路管理者分の通行料金に対して、カード取扱道路管理者がそれぞれ所定の方法により定める割引が適用される場合は、カード取扱道路管理者がそれぞれ指定する額となります）をいいます。
- 十三 原因者負担金 道路法（昭和27年法律第180号）第58号第1項の規定に基づき、三会社が負担させることとした費用をいいます。
- 十四 ETC利用規程 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第2項に基づき定められ

た「E T Cシステム利用規程」及び「E T Cシステム利用規程実施細則」をいいます。

- 十五 E T Cシステム E T Cシステム利用規程第2条に定める無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 十六 車載器 E T Cシステム利用規程第2条に定める車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 十七 セットアップ E T Cシステム利用規程第2条に定める車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(カードの利用申込み)

第3条 カードの利用申込みを行なう個人又は法人（以下「申込者」といいます。）は、本約款、E T C利用規程、E T Cコーポレートカードの利用に係るプライバシーポリシー及び三会社が別に定める特約のすべてを承諾のうえ、E T Cコーポレートカード利用申請書（以下「利用申請書」といいます。）及び添付書類を当組合へ提出して下さい。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。
  - 一 申込者が、第5条に定める契約者又は第13条第2項に定めるカード利用者として、三会社のうちいずれかの会社からカードの貸与を受け、既に利用しているとき。
  - 二 申込者が、セットアップした車載器を正当に保有することが認められないとき。  
ただし、当該申込者が直ちに車載器を取得し、セットアップすることを確約した場合を除きます。
  - 三 申込者が、過去3年以内に三会社の管理する道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
  - 四 申込者が、三会社、本四会社、首都会社及び阪神会社（以下「六会社」と言います。）が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反したことがある場合で、当組合がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。
  - 五 申込者が、当組合に対して原因者負担金の債務を有しており、かつ、その履行を終えていない場合で、当組合がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。
  - 六 当組合に対して賠償債務を有している申込者が、当該賠償債務を履行しない場合又は当該賠償債務に係わる債権の担保を当組合に提供しない場合であって、当組合がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。なお、当該賠償債務に係る債権の担保を当組合に提供しない場合とは、公正証書（債務不履行のときには直ちに強制執行に服する旨の記載があるものに限ります。）の作成に応じないとき、当組合が適当と認める当該賠償債務に係る連帯保証人の保証書を差し入れないとき、若しくは当組合が適当と認める当該賠償債務に係る抵当権

設定及びその登記を行なわないときをいうものとします。

- 七 申込者が、第24条第1項各号のいずれかに該当することにより契約者たる資格を取り消された日から3年を経過していないとき。
- 八 申込者が、法人である場合において、当該法人がカードを利用することのみを事業目的として設立された法人であるとき。
- 九 申込者が、事業協同組合の名において、組合員としてカードを利用した実績がある場合で、自己の行為が原因で、加入していた事業協同組合が第24条第1項各号のいずれかに該当することにより契約者たる資格を取り消されており、当該契約者たる資格の取消しの日から3年を経過していないとき。
- 十 申込者が事業協同組合の名において、組合員としてカードを利用した実績がある場合で、自己の行為が原因で、加入していた事業協同組合が第21条第1項各号、同条第2項各号、第22条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当することによりカードの全部又は一部について割引を停止され、又は利用を停止されたり、当該割引の停止期間又は利用の停止期間が満了していないとき。
- 十一 その他当組合がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めたとき。

#### (支払いの保証)

第4条 申込者は、カード1枚の貸与につき、支払いの保証として金1万円の保証金を当組合に支払うこととします。(但し、申込者の後納料金が30万円／月を超える場合は3カ月分の保証金の預託。)又は連帯保証人(以下「保証人」といいます。)として、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合が発行した後納料金等支払保証書(以下「保証書」といいます)を当組合に差し入れることとします。

- 2 当組合は、申込者から前項の保証金の支払いを受けた場合は、預り証を申込者に発行するものとします。なお、保証書差し入れの場合は預り証の発行はありません。
- 3 この保証金又は保証書は、カードを利用しなくなったことにより返却したときは返金、返還するものとします。
- 4 後納料金が事実上貸倒になった場合、その利用者の保証金より相殺、又は連帯保証人により弁済するものとします。
- 5 前項の処理後にまだ残金がある場合、法的手続きをとり、これに対処するものとします。

#### (カードの利用の承認)

第5条 当組合は、申込者が届け出た車載器管理番号及び支払いの保証について適当であると認める場合は、当該申込者のカードの利用を承認します。カードの利用を承認された申込者(以下「契約者」といいます。)は、その資格を第三者に貸与し、譲渡し、又は担保に供することを一切してはなりません。

#### (カードの貸与と取扱い)

第6条 当組合は、契約者に対し、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がな

された車両（当該車両の自動車検査証の使用者欄（使用者欄の記載がない場合は、所有者欄）の名義が契約者と同一である車両に限ります。以下「登録車両」といいます。）ごとに、カードを貸与いたします。ただし、登録車両は、三会社間で重複することはできません。

2 当組合は、前項のカードの貸与を行う場合、契約者あてにカード番号、カードを利用できる登録車両の車両番号、カードの枚数を通知します。

3 カードの所有権は三会社に帰属します。契約者は、善良なる管理者の注意をもってカードを管理しなければなりません。また、契約者は、カードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することを一切してはなりません。

#### （カードの追加発行）

第7条 契約者は、新たな車両の取得等により新たなカードの貸与を受けることが必要となった場合は、E T C コーポレートカード追加発行申請書及び添付書類を当組合に提出し、カードの追加発行を申し込んで下さい。

2 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、カードの追加発行は行いません。

一 契約者が、第16条の定めにより、後納料金等の支払いの督促を受けているとき。

二 契約者が、第21条の定めにより、カードの一部について割引を停止又は利用を停止され、その停止期間中にあるとき。

三 契約者が、第22条の定めにより、カードの全部について割引を停止又は利用を停止され、その停止期間中であるとき。

四 カードの追加発行に係る車両の自動車検査証の所有者欄又は使用者欄に記載されている名義の者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

3 第6条の定めは、当組合が契約者に対し、追加発行したカードを新たに貸与する場合についても準用します。

#### （カードの一部返却）

第8条 複数のカードの貸与を受けている契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにE T C コーポレートカード返却届（以下「返却届」といいます。）を添え、不要となったカードを当組合に返却して下さい。

一 登録車両の一部を利用しなくなったとき。

二 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき。

三 その他契約者の事由によりカードの一部が不要となったとき。

#### （カードの再発行）

第9条 契約者は、カードが破損又は変形した場合等で、カードの再発行を受けようとするときは、E T C コーポレートカード再発行申請書を当該カードとともに当組合に提出して下さい。

2 契約者は、登録した車両以外の車両に入替をする場合でカードの再発行を受けようとするときは、届出事項変更届を当組合に提出して下さい。

(カードの亡失)

- 第10条 契約者は、紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちに、E T C コーポレートカード紛失届（以下「紛失届」といいます。）を当組合に提出して下さい。
- 2 契約者がカードを亡失したことにより生じる一切の責任は、前項の届出の有無及び亡失事由のいかんにかかわらず、契約者に負っていただきます。
  - 3 契約者は、カードを亡失したときは、第1項の定めにより紛失届を提出した日から起算して1ヶ月以内に限り、第9条の定めによりカードの再発行の申込みができます。
  - 4 契約者が、紛失届を提出した後にカードを発見したときは、直ちに、E T C コーポレートカード発見届を当組合に提出して下さい。この場合、当組合から指示があるまでは、発見したカードは利用できません。
  - 5 契約者が第3項の定めによりカードの再発行を受けている場合において、亡失したカードを発見したときは、速やかに発見届を添え、発見したカードを当組合に返却して下さい。

(再発行仮カード)

- 第10条の2 契約者が第9条第1項又は第10条第3項の定めによりカードの再発行の申込みを行なった場合において、当組合は、当該契約者に再発行した新たなカードを引き渡すまでの間、一時的に利用できる仮カード（以下「再発行仮カード」といいます。）を貸与することができます。この間において、三会社は再発行仮カードを再発行した新たなカードとみなして取扱います。
- 2 第6条の定めは、当組合が契約者に対し、再発行仮カードを貸与する場合について準用します。
  - 3 再発行仮カードは、第6条第2項の定めにより通知される「カードを利用できる登録車両の車両番号」の車両に利用して下さい。
  - 4 契約者が第1項の定めにより再発行仮カードを貸与されている場合において、再発行された新たなカードの引渡しを受けたときは、返却届を添え、再発行仮カードを直ちに当組合に返却しなければなりません。返却すべき再発行仮カードが利用されたことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

(カードの取扱手数料及び再発行手数料)

- 第11条 契約者は第6条又は第7条の定めにより、当組合から新たなカードの貸与を受けたときは、取扱手数料を当組合に支払うものとします。
- 2 契約者は、毎年4月1日において当組合から既に貸与を受けているカードの枚数に応じ、取扱手数料を当組合に支払うものとします。
  - 3 契約者は、第9条の定めによりカードの再発行を受けるときは、当組合の責に帰すべき事由がある場合を除き、再発行手数料を当組合に支払うものとします。
  - 4 既に支払済みの取扱手数料及び再発行手数料は、解約、カードの一部返却、カードの亡失その他理由の如何を問わず、返還いたしません。

(カードの交換)

第12条 カードは、交換期限（カード上に表示された月の末日までとします。以下同じです。）が過ぎたものは利用できません。

- 2 契約者は、交換期限の過ぎたカードを、契約者の責任において切断する等使用不能の状態にして、処分して下さい。
- 3 第6条の定めは、交換期限を更新したカードを貸与する場合について準用します。（カードの利用方法等）

第13条 契約者は、高速国道等並びに本四高速、首都高速、阪神高速及び公社道路のうちカード取扱道路管理者が指定する道路又は料金所において、カードを利用することができきます。なお、カードの利用のあたっては、ETC利用規程を遵守して下さい。

- 2 カード上には契約者の氏名又は名称、カード番号、車両番号、交換期限等が表示されています。カードは、次の各号に定める者（以下「カード利用者」といいます。）以外の者に利用させることはできません。
  - 一 カード上に氏名又は名称が表示された契約者
  - 二 カード上に氏名又は名称が表示された契約者の使用人その他従業者
- 3 カードは、改変しないで下さい。また、破損又は変形したカードは、使用しないで下さい。
- 4 カードは、表示された車両以外に利用してはいけません。ただし、第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び第28条第4項の定めに従い既に貸与されているカードを一時的に利用した場合は、この限りではありません。
- 5 1枚のカードを、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用することはできません。

（割引の適用）

第14条 当組合は、契約者がカードを利用して通行した高速国道の毎月の利用額並びに割引対象一般有料道路の毎月の利用額について、それぞれ所定の方法により大口・多頻度割引を適用いたします。ただし、カード利用者がカードを、表示された車両に利用した場合に限ります。（第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び第28条第4項の定めに従い既に貸与されているカードを一時的に利用した場合を含みます。）

- 2 前項に定める利用額は、第21条及び第22条により割引停止の処分を受けているカードの利用額は含みません。
- 3 第1項に定める大口・多頻度割引の適用に関する「利用者の1台当たりの月間平均利用額」は、第1項の利用額を当該月に貸与している最大のカード枚数（第21条及び第22条により割引停止及び利用停止の処分を受けているカードを含み、当該月に再発行して新たに契約者に貸与したカード及び再発行仮カードを除きます。）
- 4 第28条の定めにより、登録車両の入替えを行なった場合は、入替え前の登録車両と入替え後の登録車両は、当該入替えを行なった月において一の車両であるとみなして、利用額を算出します。

5 カード取扱道路管理者分の通行料金に係る割引の適用の有無、適用条件、適用方法及び算出方法等については、カード取扱道路管理者がそれぞれ定めるところによります。

(後納料金等の支払い方法)

第15条 後納料金等の支払いは、次のとおりとします。

- 一 原則として後納料金等の支払いは、契約者の指定金融機関の口座より自動引落しするものとします。
- 二 後納料金等請求の計算において1円未満の端数が生じたときは、これを1円単位に切り上げて処理するものとします。
- 三 後納料金等の支払いは、当組合から送付する請求書に指定された期日（原則として、高速道路利用月の翌々月7日とし、その日が銀行の休業日にあたる場合は、翌営業日）とします。

(督促を受けたときの後納料金等の支払い)

第16条 当組合は、前条において支払期限として当組合が指定した日に契約者が後納料金等を支払わないときは、督促します。督促された契約者は、当組合が指定する支払期限・支払方法で後納料金等を支払うものとします。

(期限の利益の喪失)

第17条 契約者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、第11条、第15条及び前条の定めにかかわらず、後納料金等及び督促手数料について当然に期限の利益を失うものとします。

- 一 当組合が第24条の定めにより契約者たる資格を取り消したとき。
  - 二 第26条の定めにより契約者たる資格を喪失したとき。
  - 三 会社更生、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
  - 四 当組合へ預託している保証金について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- 2 当組合は、前項の場合において、いつでも保証人に対して後納料金等及び督促手数料の支払いを請求し、又は保証金から当該額を充当することができるものとします。

(延滞金の支払い)

第18条 契約者は、督促期限までに後納料金等を支払わないときは、当該督促期限の日の翌日から支払日までの日数に応じ、後納料金等の未納金の合計額に年14.6%の割合を乗じて計算した額を延滞金としてお支払い下さい。ただし、後納料金等の未納金の合計額が1,000円未満であるとき、又は当該未納金の合計額に係る延滞金の額が100円未満であるときは、この限りではありません。

2 第16条の定めは、前項の延滞金について準用します。

(追加保証)

第19条 契約者は、次の各号のいずれかに該当し、当組合から請求を受けたときは、追加

保証金の預託又は追加保証書を提出してください。

- 一 最近12カ月の後納料金の平均の3カ月分が、既に保証されている額を超えたとき。(但し、30万円／月を超えない場合はこの限りではありません。)
  - 二 その他当組合が必要と認めたとき。
- 2 当組合は前項の定めによる追加保証金の預託を契約者から受けた場合は、追加保証金預り証を当該契約者に発行します。
- 3 前項の追加保証金預り証を、第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできません。
- 4 第1項の定めにより当組合に預託された追加保証金の利息は、当組合に帰属するものとします。

(カードの利用期間の途中における保証額の減額)

第20条 契約者は、カードの利用期間の途中においては、保証額を減額することはできません。ただし、後納料金等の著しい減少等で保証額が過大となり、契約者から申請があった場合で、当組合がこれを認めたときは当該保証額を減額することができるものとします。

(契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止)

第21条 当組合は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行なうとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。

- 一 カードを、表示された車両以外の車両に利用したとき。ただし、第10条の2第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び第28条第4項の定めに従い既に貸与されている旧車両のカードを一時的に利用した場合を除きます。
  - 二 カードを、カード利用者以外の者に利用させたとき。
  - 三 三会社の管理する道路において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。
  - 四 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反して六会社のいずれかから警告を受け、警告を受けた日から3月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき。
  - 五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき。
  - 六 本約款に違反する行為をしたとき。
  - 七 カード利用者として不適当な行為をしたと当組合が認めたとき。
- 2 当組合は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期限を定めて、契約者のカードの一部について利用を停止するものとします。
- 一 第1項各号に該当する行為をしたときで、その情状が重いとき。
  - 二 セットアップした車載器を正当に保有しないことが判明したとき。
  - 三 三会社に対する原因者負担金の債務を有することとなり、かつ、その履行をしな

いとき（ただし、債務の発生の時から1年を経過していないとき及び債務の発生の時から1年を経過しており、かつ、その履行を終えていないことについて三会社がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。）

四 本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。

五 カード利用者として著しく不適当な行為をしたと当組合が認めたとき。

3 前項の定めにより利用停止に該当することとなったカードの当該利用停止期間中における取扱いについては、当組合の指示に従って下さい。なお、契約者が当該指示に適切に従わなかったことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

（契約者のカードの全部に対する割引停止及び利用停止）

第22条 当組合は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行なうとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの全部について割引を停止するものとします。

一 契約者が虚偽の申告によりカードの貸与を受けたとき又は虚偽の申告によりカードの貸与を受けようとしたとき。

二 契約者が、前条の定めにより、カードの一部について割引を停止又は利用を停止されている場合で、当該割引停止の期間中又は利用停止の期間中に、カード利用者が前条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

三 契約者が、前条に基づく警告を既に2回受けているとき。

四 契約者の代表者及びこれに準ずる者が前条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はカード利用者が、契約者の故意又は重過失により、前条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

五 契約者が、本約款に違反する行為をしたとき。

六 契約者が、契約者として不適当な行為をしたと当組合が認めたとき。

2 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの全部の利用を停止するものとします。

一 契約者が、第16条の定めにより督促を受けた後納料金等を督促期限までに支払わないとき

二 契約者が、第19条第1項に定める期限までに追加保証金の預託をしなかったとき。

三 契約者が、会社更生、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。

四 契約者が、当組合へ預託している保証金について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

五 契約者について、前各号に定める場合の他、後納料金等の支払いが危ぶまれる事由が発生したと当組合が認めたとき。

六 契約者が、前条第2項第3号に基づきカードの一部について利用を停止されて

いる場合で、当該利用停止の期間が満了するまでに、原因者負担金の債務が履行されないとき。

七 契約者の代表者及びこれに準ずる者が前条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又はカード利用者が、契約者の故意又は重過失により、前条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

八 契約者が、前項の定めにより、その利用するカードの全部について割引を停止されている場合で、当該割引停止の期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が前条第1項各号、同条第2項各号又は前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

九 契約者が、本約款に違反する行為をし、その情状が重いとき。

十 契約者が、契約者として不適当な行為をしたと当組合が認めたとき。

3 前項の定めにより利用停止に該当することとなったカードの当該利用停止期間中における取扱いについては、当組合の指示に従ってください。なお、契約者が当該指示に適切に従わなかったことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

#### (車両制限令違反の報告)

第23条 契約者は、車両制限令に違反し六会社より指導警告書及び措置命令書を交付された場合は、すみやかに当組合に報告して下さい。

#### (契約者資格の取消し)

第24条 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者契約者たる資格を取り消すものとします。この場合において、契約者は返却届を添え、直ちにカードを当組合に返却して下さい。

一 契約者が、第3条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

二 契約者又はカード利用者が、カードを改変したとき。

三 本約款に違反する行為により、当組合に対して賠償債務を有することとなった契約者が、当該賠償債務を履行しない場合、又は当該賠償債務に係る債権の担保を当組合に提供しない場合で、当組合が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたとき。なお、当該賠償債務に係る債権の担保を当組合に提供しない場合は、公正証書（債務不履行のときには直ちに強制執行に服する旨の記載があるものに限ります。）の作成に応じないとき、当組合が適当と認める当該賠償債務に係る連帯保証人の保証書を差し入れないとき、若しくは当組合が適当と認める当該賠償債務に係る抵当権設定及びその登記を行なわないときをいうものとします。

四 契約者が法人である場合において、当該法人又は当該法人の代表者が、カードの利用によって生じた財産上の利益から不正な手段を用いて自己又は他の役員の利得を得たことにより、法人税法違反又は背任、横領等により起訴された場合で、当組合が契約者たる資格を取り消すことが適当であると認めたとき。

五 契約者が、前条第2項第1号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間が満了するまでに、後納料金等を支払わないとき。

- 六 契約者が、前条第2項第2号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき。
- 七 契約者が後納料金等を支払うことが著しく困難であると認められるとき。
- 八 契約者が、前条第2項第6号の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間が満了するまでに、原因者負担金の債務が履行されないとき。
- 九 契約者が、本約款に違反する行為をした場合で、その情状が特に重いとき。
- 十 契約者が、契約者として不適格であると当組合が認めたとき。
- 十一 契約者が、前条の定めによりカードの全部の利用を停止されている場合で、当該利用停止の期間中に、当該契約者又はそのカード利用者が第21条第1項各号、同条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。
- 十二 契約者が、過去2年間において、カードによる高速国道等の利用を一度もしていないとき。
- 2 契約者が保証書の提出により後納料金等の支払いを保証している場合において、第1項の定めにより契約者たる資格が取り消された場合は、当組合は、後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証書（追加保証書がある場合においては、保証書及び追加保証書）を契約者に返還します。
- 3 契約者が保証金の預託により後納料金等の支払いを保証していた場合において、第1項の定めにより契約者たる資格が取り消された場合は、契約者は、保証金返還請求書に保証金預り証及び追加保証金預り証又はそのいずれか一方を添えて、保証金の返還を請求して下さい。
- 4 契約者がカードの返却を遅滞したこと、又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

(解約)

- 第25条 契約者は、カードを利用する必要がなくなったときは、ETCコーポレートカード解約届を当組合に提出することにより解約を申し出ることができます。この場合、契約者は、当組合の指示に従って、直ちにカードを返却して下さい。
- 2 契約者が保証書の提出により後納料金等の支払いを保証している場合において、前項の定めにより解約を申し出たときは、当組合は、後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証書（追加保証書がある場合においては、保証書及び追加保証書）を契約者に返還します。
- 3 契約者が保証金の預託により後納料金等の支払いを保証していた場合において、第1項の定めにより解約となったときは、契約者は、保証金返還請求書に保証金預り証（追加保証金預り証がある場合においては、保証金預り証及び追加保証金預り証）を添えて、当組合に保証金の返還を請求して下さい。当組合は、後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証金を返還します。

(契約者資格の喪失)

- 第26条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者たる資格を喪失します。

- 一 契約者である個人が、死亡したとき。
  - 二 契約者である法人が、解散したとき。
  - 三 契約者である法人又は個人が、破産若しくは特別清算の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
  - 四 契約者が、第12条に定めるカードの交換をしないまま交換期限を過ぎたとき。
- 2 契約者が前項第1号に該当する場合、当該契約者の相続人は、返却届、当該契約者が同号に該当することを証明する書類を添え、直ちに、カードを当組合に返却して下さい。
- 3 契約者が第1項第2号から第4号に該当する場合、当該契約者は、返却届を添え、直ちに、カードを当組合に返却して下さい。
- 4 契約者が保証書の提出により後納料金等の支払いを保証している場合において、第1項の定めにより契約者たる資格を喪失した場合は、当組合は、後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証書（追加保証書がある場合においては、保証書及び追加保証書）を契約者（契約者が第1項第1号に該当する場合は、契約者の相続人）に返還します。
- 5 契約者が保証金の預託により後納料金等の支払いを保証していた場合において、第1項の定めにより契約者たる資格を喪失した場合は、契約者（契約者が第1項第1号に該当する場合は、契約者の相続人）は、保証金返還請求書に保証金預り証及び追加保証金預り証又はそのいずれか一方を添えて、当組合に保証金の返還を請求して下さい。当組合は、後納料金等が完済されていることを確認のうえ、保証金を返還します。

（届出事項の変更）

- 第27条 契約者は、当組合に届け出た書類の内容等に変更があったときは、届出事項変更届に、届出事項の変更内容が確認できる書類その他当組合が必要と認める書類を添付して、速やかに当組合あてに届け出て下さい。
- 2 契約者は、前項の届出事項変更にともないカードの再発行が必要となった場合は、第9条の定めにより当該カードの再発行の手続を行って下さい。なお、当該契約者は、当該再発行するカードについて、第11条第3項の定めにより、再発行手数料をお支払い下さい。
- 3 契約者は、第2項の定めによりカードの再発行の申込みを行ない当組合から承認された場合は、再発行された新たなカードの引渡しを受けるまでの間、一時的に、既に貸与されているカードを利用するすることができます。この間において、当組合は、当該カードを新たに貸与するカードとみなして取扱います。
- 4 契約者は、前項の定めによりカードを一時的に利用している場合において、再発行された新たなカードの引渡しを受けたときは、返却届を添え、当該一時的に利用しているカードを直ちに当組合に返却しなければなりません。返却すべきカードが利用されたことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。
- 5 契約者が届出事項の変更を遅滞したこと、又は適切に行なわなかつたことにより

生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

(登録車両の入替え)

- 第28条 契約者が、既にカードを貸与されている登録車両（以下「旧車両」といいます。）に代えて、当組合に届出のない車両（以下「新車両」といいます。）を新たに登録車両として届け出る場合において、旧車両と新車両の自動車検査証の所有者欄又は使用者欄の名義が同一であるとき（以下この場合を「登録車両の入替え」といいます。）は、当組合は第7条の追加発行とはせず、第9条の再発行として扱い、旧車両のカードを新たに新車両のカードとして再発行して契約者に貸与します。
- 2 契約者は、前項の定めにより登録車両の入替えを行なう場合、変更届及び添付書類を提出し、カードを再発行の申込みを行なって下さい。
  - 3 契約者は、前項の定めによりカードの再発行の申込みを行ない当組合から承認された場合は、新車両に再発行される新たなカードの引渡しを受けるまでの間、一時的に旧車両に貸与されているカードを新車両に利用することができます。この間において、当組合は、当該旧車両のカードを新車両に再発行されるカードとみなして取扱います。
  - 4 前項の定めにより、旧車両のカードを一時的に利用する場合、当該旧車両のカードは、登録車両入替届により当組合あて届け出た旧車両と入れ替える新車両に利用して下さい。
  - 5 契約者は、前項の定めにより旧車両のカードを一時的に利用している場合において、新車両に再発行された新たなカードの引渡しを受けたときは、返却届を添え、旧車両のカードを直ちに当組合に返却しなければなりません。返却すべきカードが利用されたことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。
  - 6 契約者が登録車両の入替えの届出を遅滞したこと、又は適切に行なわなかつたことにより生じる一切の責任は、契約者に負っていただきます。

(協力義務)

- 第29条 契約者は、次に掲げる事項について、当組合に協力するものとします。
- 一 交通事故の防止に関する事。
  - 二 交通マナーの向上に努めること。
  - 三 車両制限令の遵守に関する事。
  - 四 原因者負担金債務の速やかな履行に処すること。
  - 五 その他当組合が必要と認める事項。
- 2 契約者は、当組合がカード又は自動車車検証の提示を求めたときは、提示して下さい。
  - 3 契約者は、カードの利用について、当組合が必要と認める書類の提出を求めたときは、その書類を提出して下さい。

(周知の義務)

- 第30条 契約者は、カード利用者に対して、本約款の内容を周知徹底し、本約款に違反する行為を行わないように適切な指導を行わなければなりません。

(個人情報の取扱い)

第31条 当組合は、申込者、契約者及びカード利用者の個人情報については、適切に取り扱います。

(免責事項)

第32条 当組合は、次の各号に該当するときは、そのため生じた損害について責任を負いません。ただし、三会社及び当組合の故意又は重過失に起因する場合はこの限りでないものとします。

- 一 提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他三会社及び当組合の責によらない事由により、契約者のカードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
  - 二 カードに破損、毀損、変形その他の異常があるため、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
  - 三 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他三会社及び当組合の責によらない通信手段の障害等により、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
  - 四 災害、事変その他当組合の責によらない事由により、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
  - 五 三会社が高速国道等の管理の必要上、E T Cシステム又はカードの利用を制限し、若しくは停止したため、カードの利用が遅延し、又は不能となったとき。
  - 六 契約者がカードを亡失した場合において、当組合が紛失届を受領する前に、他人に当該カードを利用されたとき。
  - 七 三会社及び当組合の責によらない郵送上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、申込者、契約者又はカード利用者の名前、住所、電話番号、請求金額等が漏洩したとき。
- 2 契約者は、次の各号に掲げる事項に該当するときには、そのため生じた損害について責任を負いません。ただし、契約者の故意又は重過失に起因する場合はこの限りでないものとします。
- 一 災害、事変又は通信回線の故障その他契約者に責によらない事由により後納料金等の支払いが遅延した場合は、第16条第1項に定める督促手数料及び第18条に定める遅滞金を免除するものとします。
  - 二 郵送上の事故その他契約者の責によらない事由により後納料金等の支払いが遅延した場合は、第16条第1項に定める督促手数料及び第18条に定める遅滞金を免除するものとします。

(共同責任)

第33条 契約者によるE T Cコーポレートカードの不正使用、管理不行届等の理由で、当組合が三会社より割引停止、取扱停止、又は取扱の取消し等の処分を受けた場合、その契約者だけでなく、全契約者がその責を負い、同等の処分を受けるものとします。

2 前項により処分を受けた場合、全契約者は当組合に対し、損害賠償請求をすること

とはできません。

- 3 前1項の原因となった行為をした契約者に対し、当組合は損害賠償することができるものとし、当該契約者は、これに応じる責任を負うものとします。なお、その損害額は、本来当組合が得るべき利益額とし、賠償請求額については、損害額の範囲内で当組合が決定するものとします。

(合意管轄裁判所)

第34条 契約者と当組合との間で訴訟が生じた場合、当組合の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(約款の改定)

第35条 当組合は、本約款を改定することがあります。

- 2 前項の場合において、当組合は改定内容又は改定後の約款をあらかじめ書面その他の方法により契約者あてに通知します。当該通知により当組合が指定した改定後の約款の適用開始日以降に、契約者がカードを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。
- 3 契約者は、改定後の約款を承諾できない場合、第25条の定めに従い、解約することができます。

## 附 則

- 1 本約款は、令和7年10月1日から施行します。
- 2 平成28年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款（以下「旧約款」といいます。）は本約款の施行をもって廃止します。
- 3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行なったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行なわれたものとみなし、本約款を適用します。